

公立大学法人静岡文化芸術大学寄附金等取扱規程

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）における寄附金、固定資産及び物品の寄贈、研究奨励寄附金（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 寄附者が法人の定款第25条に定める業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄附する現金又は有価証券をいう。
- (2) 固定資産及び物品の寄贈 寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産（法人の固定資産及び物品管理規程に定めるものをいう。）をいう。
- (3) 研究奨励寄附金 教育研究を奨励するため、研究関係の助成財団や企業等から寄附される現金をいう。

(受入れの制限)

第3条 寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (5) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) 寄附金等を受け入れることによって、著しく法人の財政に負担が伴うもの。
- (7) その他理事長が法人の業務に支障があると認める条件のもの。
- (8) その他学長が特に教育研究上の支障があると認める条件のもの。

(寄附金等の申込み)

第4条 寄附金等の申込みについては、次の各号によるものとする。

- (1) 寄附金、固定資産及び物品の寄贈の申込みがあったときは、理事長は寄附を行おうとする者に対し、別に定める申込書及び必要と認める書類の提出を求めるものとする。
 - (2) 研究奨励寄附金の申込みがあったときは、学長は寄附を行おうとする者に対し、別に定める申込書の提出を求めるものとする。
- 2 前項各号の申込みにかかる事務手続きについては、別に定めるものとする。

(受入れの決定)

第5条 寄附金等の受入れの決定については、次の各号によるものとする。

- (1) 寄附金、固定資産及び物品の寄贈については、理事長が決定を行うものとする。

(2) 研究奨励寄附金については、学長が決定を行うものとする。

2 前項各号の受入れの決定にかかる事務手続きについては、別に定めるものとする。

(使途変更)

第6条 法人は次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金等の使途を変更することができる。

(1) 寄附の目的が達せられた場合。

(2) 寄附金の使途、使用者又は使用する組織を変更しようとする場合で、寄附者の同意が得られたとき。

(基金の設置)

第7条 法人は、特定の目的、使途等のための基金を設置し、寄附金を受け入れることができる。

2 前項の場合において、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該基金に係る寄附の申込み、受入れ手続き等については、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。